

役員等の報酬及び費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、本財団の事業推進の円滑な執行に当たり、定款第13条、第29条、第40条第7項及び第8項、第41条第4項及び第5項の規定により役員等の報酬及び費用について定める。

(範 囲)

第2条 支出対象者は、本財団の役員、評議員、審査選考委員、相談役及び理事長が必要と認めた者とする。

(報 酬)

第3条 本財団の円滑な事業推進を図るため、次の報酬を支給することができる。

(報酬の額及び源泉所得税)

第4条 前条に規定する報酬は、源泉所得税額控除後の額で次の範囲内とする。ただし、第1号の月額報酬は源泉所得税額控除前の額とする。

(1) 常勤役員

月額 200,000 円以上 600,000 円以内とする。

通勤手当は実費とする。

なお、常勤とは、週3日以上本財団の職務に従事する者をいう。

(2) 非常勤役員

①会議等への出席報酬 1回につき 30,000円以内

ただし、オンラインのみで開催された場合は1回につき5,000円以内

②理事長及び常務理事報酬 月額 150,000円以内

(3) 評議員、審査選考委員及び相談役

会議等への出席報酬 1回につき 30,000円以内

ただし、オンラインのみで開催された場合は1回につき5,000円以内

(4) 理事長が必要と認める者

会議等への出席報酬 1回につき 30,000円以内

ただし、オンラインのみで開催された場合は1回につき5,000円以内

2 定款第 39 条に規定する助成対象者選考等に係る報酬は、源泉所得税額控除後の額で次の範囲内とする。

(1) 医学審査選考委員

委員長 100,000 円以内

座長(安田医学賞特別講演) 20,000 円以内

委 員 60,000 円以内

(2) 看護審査選考委員

委員長 50,000 円以内

委 員 30,000 円以内

3 講演及び原稿執筆に係る報酬は、源泉所得税額控除後の額で次の範囲内とする。

(1) 講演報酬 1回につき 200,000円以内

(2) 原稿執筆報酬 200,000円以内

(報酬の額の決定)

第 5 条 前条に定める報酬の額は、理事長が理事会の承認を得て決定する。額を変更する場合も同様とする。

(退職慰労金)

第 6 条 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ退職慰労金を支給することができる。

2 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

3 退職慰労金は、在職期間 1 年度ごとに、各年度に支給された報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を原則として、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(旅 費)

第 7 条 本財団の円滑な事業推進を図るため業務上必要があると認める場合は、旅費を支給する。

(旅費の種類)

第8条 旅費の種類は、鉄道賃、車賃（バス）、航空費、日当、宿泊費とする。

第9条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による場合は、現に利用した経路及び方法により精算する。

3 急行料金を徴する路線を旅行する場合は、次により運賃の他に急行料金を支給。

(2) 片道 100 キロメートル以上は、特別急行料金を支給。

第10条 旅行の雑費に当てるため、日当を支給することができる。

(2) 理事長が必要と認める者 〃 5,000 円

第11条 本財団の円滑な事業推進を図るため報酬を支出した者には日当の支給を停止する。

第12条 業務上必要があると認める場合は、宿泊費を支給する。

(2) 理事長が必要と認める者 〃 20,000 円以内

第13条 本財団の円滑な事業推進を図るため本財団で宿泊費を負担した場合は、宿泊費の支給を停止する。

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第15条 この規程を変更する場合は、評議員会の議決を経て理事長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 6 月 16 日から施行する。
- 2 従前の理事長及び常務理事の報酬（謝金）に関する内規及び役員等の費用弁償規程は、この規程施行日の前日をもって廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 6 月 13 日から施行する。